

## 機械・電気設備請負工事必携

### 1 機械・電気設備工事共通仕様書

#### 新旧対比表

(令和7年4月)

目次	改訂前		改訂後	
	目次		目次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総則		第1節 総則	
	1-1-1	適用 . . . . . 1-1	1-1-1	適用 . . . . . 1-1
	1-1-2	用語の定義 . . . . . 1-1	1-1-2	用語の定義 . . . . . 1-1
	1-1-3	設計図書の照査等 . . . . . 1-6	1-1-3	設計図書の照査等 . . . . . 1-6
	1-1-4	施工計画書 . . . . . 1-6	1-1-4	ワンデーレスポンス . . . . . 1-6
	1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録 . . . . . 1-7	1-1-5	施工計画書 . . . . . 1-7
	1-1-6	監督職員 . . . . . 1-8	1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録 . . . . . 1-7
	1-1-7	工事用地等の使用 . . . . . 1-8	1-1-7	監督職員 . . . . . 1-8
	1-1-8	工事の着手 . . . . . 1-8	1-1-8	工事用地等の使用 . . . . . 1-8
	1-1-9	工事の下請負 . . . . . 1-9	1-1-9	工事の着手 . . . . . 1-9
	1-1-10	施工体制台帳 . . . . . 1-9	1-1-10	工事の下請負 . . . . . 1-9
	1-1-11	受発注者間の情報共有 . . . . . 1-10	1-1-11	施工体制台帳 . . . . . 1-9
	1-1-12	受注者相互の協力 . . . . . 1-10	1-1-12	受発注者間の情報共有 . . . . . 1-10
	1-1-13	調査・試験に対する協力 . . . . . 1-10	1-1-13	受注者相互の協力 . . . . . 1-10
	1-1-14	工事の一時中止 . . . . . 1-11	1-1-14	調査・試験に対する協力 . . . . . 1-10
	1-1-15	設計図書の変更 . . . . . 1-12	1-1-15	工事の一時中止 . . . . . 1-11
	1-1-16	工期変更 . . . . . 1-12	1-1-16	設計図書の変更 . . . . . 1-12
	1-1-17	支給材料及び貸与品 . . . . . 1-12	1-1-17	工期変更 . . . . . 1-12
	1-1-18	工事現場発生品 . . . . . 1-13	1-1-18	支給材料及び貸与品 . . . . . 1-13
	1-1-19	建設副産物 . . . . . 1-13	1-1-19	工事現場発生品 . . . . . 1-13
	1-1-20	工事完成図 . . . . . 1-14	1-1-20	建設副産物 . . . . . 1-14
	1-1-21	工事完成検査 . . . . . 1-15	1-1-21	工事完成図 . . . . . 1-15
	1-1-22	既済部分検査等 . . . . . 1-15	1-1-22	工事完成検査 . . . . . 1-15
	1-1-23	部分使用 . . . . . 1-16	1-1-23	既済部分検査等 . . . . . 1-16
	1-1-24	施工管理 . . . . . 1-16	1-1-24	部分使用 . . . . . 1-17
	1-1-25	履行報告 . . . . . 1-18	1-1-25	施工管理 . . . . . 1-17
	1-1-26	工事関係者に対する措置請求 . . . . . 1-18	1-1-26	履行報告 . . . . . 1-19
	1-1-27	工事中の安全確保 . . . . . 1-18	1-1-27	工事関係者に対する措置請求 . . . . . 1-19
	1-1-28	爆発及び火災の防止 . . . . . 1-21	1-1-28	工事中の安全確保 . . . . . 1-19
	1-1-29	後片付け . . . . . 1-21	1-1-29	爆発及び火災の防止 . . . . . 1-21
	1-1-30	事故報告書 . . . . . 1-21	1-1-30	後片付け . . . . . 1-22
	1-1-31	環境対策 . . . . . 1-21	1-1-31	事故報告書 . . . . . 1-22
	1-1-32	文化財の保護 . . . . . 1-24	1-1-32	環境対策 . . . . . 1-22
	1-1-33	交通安全管理 . . . . . 1-24	1-1-33	文化財の保護 . . . . . 1-25
			1-1-34	交通安全管理 . . . . . 1-25

	改訂前	改訂後
	<p>1-1-34 施設管理 . . . . . 1-27</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守 . . . . . 1-27</p> <p>1-1-36 官公庁等への手続等 . . . . . 1-29</p> <p>1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 . . . . . 1-30</p> <p>1-1-38 工事測量 . . . . . 1-30</p> <p>1-1-39 不可効力による損害 . . . . . 1-31</p> <p>1-1-40 特許権等 . . . . . 1-32</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 1-32</p> <p>1-1-42 臨機の措置 . . . . . 1-33</p> <p>1-1-43 石綿使用の有無 . . . . . 1-33</p> <p>1-1-44 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） . . . . . 1-33</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 . . . . . 1-33</p>	<p>1-1-35 施設管理 . . . . . 1-27</p> <p>1-1-36 諸法令の遵守 . . . . . 1-28</p> <p>1-1-37 官公庁等への手続等 . . . . . 1-30</p> <p>1-1-38 施工時期及び施工時間の変更 . . . . . 1-31</p> <p>1-1-39 工事測量 . . . . . 1-31</p> <p>1-1-40 不可効力による損害 . . . . . 1-32</p> <p>1-1-41 特許権等 . . . . . 1-32</p> <p>1-1-42 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 1-33</p> <p>1-1-43 臨機の措置 . . . . . 1-33</p> <p>1-1-44 石綿使用の有無 . . . . . 1-34</p> <p>1-1-45 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） . . . . . 1-34</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 . . . . . 1-34</p>
1-6	新規	<p><b>1-1-4 ワンデーレスポンス</b></p> <p><b>1. ワンデーレスポンス</b></p> <p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p>
1-7～1-14	1-1-4 施工計画書 ～ 1-1-19 建設副産物	1-1-5 施工計画書 ～ 1-1-20 建設副産物
1-14	<p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用計画を公衆<b>の</b>見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 受領書の交付</b></p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、<b>速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</b></p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</b></p>

	改訂前	改訂後
		<p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p>
1-15	<p><b>6. 実施書の提出</b> 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>7. 建設副産物情報交換システム</b> 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>8. 建設発生土情報交換システム</b> 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p>	<p><b>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b> 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p><b>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b> 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p><b>10. 実施書の提出</b> 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>11. 建設副産物情報交換システム</b> 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>12. 建設発生土情報交換システム</b> 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p>
1-15～1-19	1-1-20 工事完成図 ～ 1-1-26 工事関係者に対する措置請求	1-1-21 工事完成図 ～ 1-1-27 工事関係者に対する措置請求

	改訂前	改訂後
1-19	<p><b>1-1-27 工事中の安全確保</b></p> <p><b>1. 安全指針等の遵守</b></p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p><b>1-1-28 工事中の安全確保</b></p> <p><b>1. 安全指針等の遵守</b></p> <p>受注者は、<b>最新の</b>土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>
1-21～25	<p><b>1-1-28 爆発及び火災の防止 ～ 1-1-33 交通安全管理</b></p>	<p><b>1-1-29 爆発及び火災の防止 ～ 1-1-34 交通安全管理</b></p>
1-26	<p><b>1-1-33 交通安全管理</b></p> <p><b>5. 交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>1-1-34 交通安全管理</b></p> <p><b>5. 交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和<b>5</b>年<b>3</b>月改正 内閣府・国土交通省令第<b>41</b>号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>
1-27	<p><b>14. 通行許可等</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>14. 通行許可等</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和<b>5</b>年<b>3</b>月改正 政令第<b>54</b>号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和<b>5</b>年<b>5</b>月改正 法律第<b>19</b>号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
1-28～30	<p><b>1-1-35 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1. 諸法令の遵守</b></p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和3年9月改正 法律第37号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48条)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9条)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p>	<p><b>1-1-36 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1. 諸法令の遵守</b></p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和3年9月改正 法律第37号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48条)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9条)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p>

	改訂前	改訂後
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)
	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
	(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)	(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)
	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)
	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)	(43) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)
	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)
	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)
	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)
	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)
	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)
	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)
	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)	(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)
	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)
	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)
	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)
	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(63) 厚生年金保険法 (令和5年6月改正 法律第3号)
	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)
	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)
	(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)	(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)
	(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律71号)	(68) 所得税法 (令和5年6月改正 法律44号)
	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(70) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)
	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)
	(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)	(72) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)

1 機械・電気設備工事共通仕様書 第1編 共通事項 新旧対比表

	改訂前	改訂後
	<p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)</p>	<p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)</p>
1-30～34	<p>1-1-36 官公庁等への手続等1. 請負代金内訳書 ～ 1-1-44 請負代金内訳書 (単価契約の場合は予定総額内訳書)</p>	<p>1-1-37 官公庁等への手続等1. 請負代金内訳書 ～ 1-1-45 請負代金内訳書 (単価契約の場合は予定総額内訳書)</p>

	改訂前	改訂後
附-4	<p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認（機器確認、材料確認含む）は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、別表附-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。なお、機器確認および材料確認は、工事現場へ搬入時に実施するものとする。</p>	<p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認（機器確認、材料確認含む）は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、別表附-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。なお、機器確認および材料確認は、工事現場へ搬入時に実施するものとする。<b>機器確認、材料確認の対象は積算書に明示のある機器および材料を原則とし、これによりがたい場合は必要に応じて監督職員と協議の上決定する。</b></p>
附-21	<p>1-附-23 交通安全管理</p> <p>3. 通行許可の確認</p> <p>受注者は、一般的制限値を超える車両（車両制限令第3条）の道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に<b>提出し確認</b>を受けなければならない。</p> <p>① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載</p> <p>② 出発地点、<b>走行途中</b>、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）</p> <p><b>ただし、走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略できる</b></p> <p>③ 通行許可証の写し</p> <p>④ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し</p>	<p>1-附-23 交通安全管理</p> <p>3. 通行許可の確認</p> <p>受注者は、一般的制限値を超える車両（車両制限令第3条）の道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、以下の資料を監督職員に<b>提出し確認</b>を受けなければならない。</p> <p>① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載</p> <p>② 出発地点、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）</p> <p>③ 通行許可証の写し</p> <p>④ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し</p>

	改訂前	改訂後																																																																																																												
目次	<p>第9節 ボックス類設置工</p> <p>2-9-1 プルボックス設置 . . . . . 3-48</p> <p>2-9-2 アウトレットボックス設置 . . . . . 3-48</p>	<p>第9節 ボックス類設置工</p> <p>2-9-1 プルボックス設置 . . . . . 3-48</p> <p>2-9-2 <b>位置ボックスおよびジョイントボックス</b> . . . . . 3-48</p>																																																																																																												
3-2	<p>第2節 配電盤類</p> <p>1-2-1 配電盤類準拠規格</p> <p>配電盤類の準拠規格は、表1に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p>表1 配電盤類準拠規格一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称</th> <th>規格番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キュービクル式高圧受電設備</td> <td>JIS C 4620</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮動充電用サリスタ整流装置</td> <td>JIS C 4402</td> <td>充電器</td> </tr> <tr> <td>据置鉛蓄電池</td> <td>JIS C 8704-1、-2</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池</td> <td>JIS C 8706</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャビネット形分電盤</td> <td>JIS C 8480</td> <td>分電盤</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号</td> <td>JEM 1115</td> <td>配電盤制御装置に関する用語文字記号</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線</td> <td>JEM 1122</td> <td>配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の配線方式</td> <td>JEM 1132</td> <td>配電盤600V以下の裏面配線方式</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩</td> <td>JEM 1135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤取付用銘板</td> <td>JEM 1172</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の保護構造の種類</td> <td>JEM 1267</td> <td>600V以下の配電盤で主回路を含まないもの</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の接地</td> <td>JEM 1323</td> <td>600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の構造及び寸法</td> <td>JEM 1459</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の定格及び試験</td> <td>JEM 1460</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コントロールセンター</td> <td>JEM 1195</td> <td>600V以下の電路用</td> </tr> <tr> <td>高圧コンベクションスタータ</td> <td>JEM 1225</td> <td>3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用</td> </tr> <tr> <td>低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</td> <td>JEM 1265</td> <td>1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と</td> </tr> </tbody> </table>	規格名称	規格番号	備考	キュービクル式高圧受電設備	JIS C 4620		浮動充電用サリスタ整流装置	JIS C 4402	充電器	据置鉛蓄電池	JIS C 8704-1、-2	蓄電池	据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池	JIS C 8706		キャビネット形分電盤	JIS C 8480	分電盤	配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号	JEM 1115	配電盤制御装置に関する用語文字記号	配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線	JEM 1122	配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別	配電盤、制御盤の配線方式	JEM 1132	配電盤600V以下の裏面配線方式	配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩	JEM 1135		配電盤、制御盤取付用銘板	JEM 1172		配電盤、制御盤の保護構造の種類	JEM 1267	600V以下の配電盤で主回路を含まないもの	配電盤、制御盤の接地	JEM 1323	600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)	配電盤、制御盤の構造及び寸法	JEM 1459		配電盤、制御盤の定格及び試験	JEM 1460		コントロールセンター	JEM 1195	600V以下の電路用	高圧コンベクションスタータ	JEM 1225	3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用	低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	JEM 1265	1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と	<p>第2節 配電盤類</p> <p>1-2-1 配電盤類準拠規格</p> <p>配電盤類の準拠規格は、表1に示す規格に適合するもの、若しくは同等以上の品質のものでなければならない。</p> <p>表1 配電盤類準拠規格一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称</th> <th>規格番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キュービクル式高圧受電設備</td> <td>JIS C 4620</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮動充電用サリスタ整流装置</td> <td>JIS C 4402</td> <td>充電器</td> </tr> <tr> <td>据置鉛蓄電池</td> <td>JIS C 8704-1、-2</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池</td> <td>JIS C 8706</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャビネット形分電盤</td> <td>JIS C 8480</td> <td>分電盤</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号</td> <td>JEM 1115</td> <td>配電盤制御装置に関する用語文字記号</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線</td> <td>JEM 1122</td> <td>配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の配線方式</td> <td>JEM 1132</td> <td>配電盤600V以下の裏面配線方式</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩</td> <td>JEM 1135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤取付用銘板</td> <td>JEM 1172</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の保護構造の種類</td> <td>JEM 1267</td> <td>600V以下の配電盤で主回路を含まないもの</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の接地</td> <td>JEM 1323</td> <td>600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)</td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の構造及び寸法</td> <td>JEM 1459</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤、制御盤の定格及び試験</td> <td>JEM 1460</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コントロールセンター</td> <td>JEM 1195</td> <td>600V以下の電路用</td> </tr> <tr> <td>高圧コンベクションスタータ</td> <td>JEM 1225</td> <td>3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用</td> </tr> <tr> <td>低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</td> <td>JEM 1265</td> <td>1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と</td> </tr> </tbody> </table>	規格名称	規格番号	備考	キュービクル式高圧受電設備	JIS C 4620		浮動充電用サリスタ整流装置	JIS C 4402	充電器	据置鉛蓄電池	JIS C 8704-1、-2	蓄電池	据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池	JIS C 8706		キャビネット形分電盤	JIS C 8480	分電盤	配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号	JEM 1115	配電盤制御装置に関する用語文字記号	配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線	JEM 1122	配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別	配電盤、制御盤の配線方式	JEM 1132	配電盤600V以下の裏面配線方式	配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩	JEM 1135		配電盤、制御盤取付用銘板	JEM 1172		配電盤、制御盤の保護構造の種類	JEM 1267	600V以下の配電盤で主回路を含まないもの	配電盤、制御盤の接地	JEM 1323	600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)	配電盤、制御盤の構造及び寸法	JEM 1459		配電盤、制御盤の定格及び試験	JEM 1460		コントロールセンター	JEM 1195	600V以下の電路用	高圧コンベクションスタータ	JEM 1225	3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用	低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	JEM 1265	1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と
規格名称	規格番号	備考																																																																																																												
キュービクル式高圧受電設備	JIS C 4620																																																																																																													
浮動充電用サリスタ整流装置	JIS C 4402	充電器																																																																																																												
据置鉛蓄電池	JIS C 8704-1、-2	蓄電池																																																																																																												
据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池	JIS C 8706																																																																																																													
キャビネット形分電盤	JIS C 8480	分電盤																																																																																																												
配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号	JEM 1115	配電盤制御装置に関する用語文字記号																																																																																																												
配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線	JEM 1122	配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別																																																																																																												
配電盤、制御盤の配線方式	JEM 1132	配電盤600V以下の裏面配線方式																																																																																																												
配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩	JEM 1135																																																																																																													
配電盤、制御盤取付用銘板	JEM 1172																																																																																																													
配電盤、制御盤の保護構造の種類	JEM 1267	600V以下の配電盤で主回路を含まないもの																																																																																																												
配電盤、制御盤の接地	JEM 1323	600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)																																																																																																												
配電盤、制御盤の構造及び寸法	JEM 1459																																																																																																													
配電盤、制御盤の定格及び試験	JEM 1460																																																																																																													
コントロールセンター	JEM 1195	600V以下の電路用																																																																																																												
高圧コンベクションスタータ	JEM 1225	3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用																																																																																																												
低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	JEM 1265	1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と																																																																																																												
規格名称	規格番号	備考																																																																																																												
キュービクル式高圧受電設備	JIS C 4620																																																																																																													
浮動充電用サリスタ整流装置	JIS C 4402	充電器																																																																																																												
据置鉛蓄電池	JIS C 8704-1、-2	蓄電池																																																																																																												
据置ニッケル、カドミウムアルカリ蓄電池	JIS C 8706																																																																																																													
キャビネット形分電盤	JIS C 8480	分電盤																																																																																																												
配電盤、制御盤、制御装置の用語及び文字記号	JEM 1115	配電盤制御装置に関する用語文字記号																																																																																																												
配電盤、制御盤の盤内低圧配線用電線	JEM 1122	配電盤内配線の600V以下の回路用電線の種類及び色別																																																																																																												
配電盤、制御盤の配線方式	JEM 1132	配電盤600V以下の裏面配線方式																																																																																																												
配電盤、制御盤、及びその取付器具の色彩	JEM 1135																																																																																																													
配電盤、制御盤取付用銘板	JEM 1172																																																																																																													
配電盤、制御盤の保護構造の種類	JEM 1267	600V以下の配電盤で主回路を含まないもの																																																																																																												
配電盤、制御盤の接地	JEM 1323	600V以下の主回路を含まない配電盤の接地閉鎖配電盤(低圧閉鎖配電盤は別途)																																																																																																												
配電盤、制御盤の構造及び寸法	JEM 1459																																																																																																													
配電盤、制御盤の定格及び試験	JEM 1460																																																																																																													
コントロールセンター	JEM 1195	600V以下の電路用																																																																																																												
高圧コンベクションスタータ	JEM 1225	3.3kV及び6.6kVの主として電動機開閉用																																																																																																												
低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	JEM 1265	1000V以下のロードセンター、パワーセンターを主体と																																																																																																												

			<p>する。分電盤は別途。</p>				<p>する。分電盤は別途。</p>	
	<p>金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</p>	<p>JEM 1425</p>	<p>屋内、屋外用の定格電圧3.6Kv以上、36kV以下の工場組立式の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</p>		<p>金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</p>	<p>JIS C 62271-200</p>	<p>屋内、屋外用の定格電圧1Kv以上、52kV以下の工場組立式の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ</p>	
	改訂前				改定後			
<p>3-33</p>	<p>2-5-2 屋内配線 1. 一般事項 (1) 低圧屋内配線が合成樹脂線び配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線又はケーブル配線の場合は、弱電流電線又は光ケーブル（以下「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。 (2) 低圧屋内配線を合成樹脂線び配線、合成樹脂管刃緯線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線又はセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品又はプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線又は可とう電線管配線により施設する場合、電線と弱電流電線とをそれぞれ別個の管又は線びに収めて施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分にC種接地工事を施したボックス又はプルボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。 2) 低圧屋内配線を金属ダクト配線又はフロアダクト配線により施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、C種接地工事を施したダクト又はボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。 3) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線が制御回路等の弱電流電線であって、かつ、弱電流電線にビニル電線以上の絶縁効力のあるもの（低圧屋内配線との識別が、容易にできるものに限る。）を使用するとき。 4) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線にC種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有する通信ケーブルを使用するとき。 (3) 高圧屋内配線と、他の高圧屋内配線、低圧屋内配線、管灯回路の配線、弱電流電線等が交差する場合は、以下のいずれかの処置をとるものとする。ただし、高圧ケーブル相互の場合は、この限りでない。</p>				<p>2-5-2 屋内配線 1. 一般事項 (1) 低圧屋内配線が、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線又はケーブル配線の場合は、弱電流電線又は光ケーブル（以下「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。 (2) 低圧屋内配線を合成樹脂管刃緯線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線又はセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品又はプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線又は可とう電線管配線により施設する場合、電線と弱電流電線とをそれぞれ別個の管又は線びに収めて施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分にC種接地工事を施したボックス又はプルボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。 2) 低圧屋内配線を金属ダクト配線又はフロアダクト配線により施設する場合において、電線と弱電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、C種接地工事を施したダクト又はボックスの中に、電線と弱電流電線を収めて施設するとき。 3) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線が制御回路等の弱電流電線であって、かつ、弱電流電線にビニル電線以上の絶縁効力のあるもの（低圧屋内配線との識別が、容易にできるものに限る。）を使用するとき。 4) 低圧屋内配線を、バスダクト配線以外の工事により施設する場合において、弱電流電線にC種接地工事を施した金属製の電氣的遮へい層を有する通信ケーブルを使用するとき。 (3) 高圧屋内配線と、他の高圧屋内配線、低圧屋内配線、管灯回路の配線、弱電流電線等が交差する場合は、以下のいずれかの処置をとるものとする。ただし、高圧ケーブル相互の場合は、この限りでない。</p>			
<p>3-44</p>	<p>5. 合成樹脂線び (1) 線びの布設 1) 線びのベースは、造営材に0.5m以下の間隔でねじ止めとするか、又は接着材、その他の方法で取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部又は器具取付け部分では、0.1m以下の間隔で2箇所ねじ止めとする。 2) 線びの終端部は閉塞すること。 (2) 線びの接続 1) 線び及び付属品は、相互に隙間なく接続すること。 2) 隅部分の接続は、突合せ法とする。</p>				<p>削除</p>			

1 機械・電気設備工事共通仕様書 第3編 電気設備工事 新旧対比表

	改訂前	改定後
3-45	<p>2-7-2 光ケーブル地中配線</p> <p>光ケーブル地中配線の布設にあたっては、2-7-1「一般事項」による他、下記による。</p> <p>(1) 地中に布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈 第139条（地中電線と地中弱電流線又は管等との接近又は交差）及び有線電気通信設備令 第14条（地中電線）に準拠して行うものとする。</p> <p>(2) 光ケーブル地中配線を行う前に、管内の清掃を行った後、管路径にあったマンドリル又はテストケーブルを用いて通過試験を行い、管路の状態を確認すること。</p> <p>(3) 地中配線は、ハンドホール毎に人を配置し、連絡を取りながら、ケーブルの許容張力及び許容曲率を確認しながら施工すること。</p> <p>(4) ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに、光ケーブル1巻（3m以上）ゆとりをもたせて布設すること。</p>	<p>2-7-2 光ケーブル地中配線</p> <p>光ケーブル地中配線の布設にあたっては、2-7-1「一般事項」による他、下記による。</p> <p>(1) 地中に布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈 第125条（地中電線と地中弱電流線又は管等との接近又は交差）及び有線電気通信設備令 第14条（地中電線）に準拠して行うものとする。</p> <p>(2) 光ケーブル地中配線を行う前に、管内の清掃を行った後、管路径にあったマンドリル又はテストケーブルを用いて通過試験を行い、管路の状態を確認すること。</p> <p>(3) 地中配線は、ハンドホール毎に人を配置し、連絡を取りながら、ケーブルの許容張力及び許容曲率を確認しながら施工すること。</p> <p>(4) ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに、光ケーブル1巻（3m以上）ゆとりをもたせて布設すること。</p>
3-46	<p>2-7-7 光ケーブル成端</p> <p>光ケーブルの成端は、以下によるものとする。 <b>なお、光ケーブルの心線接続は、前項によるものとする。</b></p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工すること。</p> <p>なお、機器の内部に接続箱等の施設がある場合は、直接引き入れて同様に成端すること。</p>	<p>2-7-7 光ケーブル成端</p> <p>光ケーブルの成端は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工すること。</p> <p>なお、機器の内部に接続箱等の施設がある場合は、直接引き入れて同様に成端すること。</p>
3-48	<p>2-9-2 アウトレットボックス設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(1) スイッチ、コンセント、照明器具等の取付け位置には、位置ボックスを設けるものとする。</p> <p>なお、器具を実装しない場合にはプレートを設け、容易に脱落しない方法で用途別表示を行うものとする。ただし、床付プレートには、用途別表示をしなくてもよい。</p> <p>(2) 金属管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。</p> <p>(3) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表46及び表47に示すボックス以上のものとする。なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。</p>	<p>2-9-2 <b>位置ボックスおよびジョイントボックス</b>設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(1) スイッチ、コンセント、照明器具等の取付け位置には、位置ボックスを設けるものとする。</p> <p>なお、器具を実装しない場合にはプレートを設け、容易に脱落しない方法で用途別表示を行うものとする。ただし、床付プレートには、用途別表示をしなくてもよい。</p> <p>(2) 金属管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。</p> <p><b>(3) 天井または壁埋込みの場合は、埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上り面にすき間がある場合は、継ぎ棒などを用いるものとする。</b></p> <p>(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表46及び表47に示すボックス以上のものとする。なお、取付け場所の状況により、同容積以上の<b>プル</b>ボックスとしてもよい。</p>